

愛知県立大学教職員組合

## 一時脱退届

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

教職員組合執行委員長殿

私は\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日より、愛知県立大学教職員組合規約の第3条但書（管理監督的地位にある管理職の地位にある労働者等）に該当するため、組合を脱退することになります。

今回の脱退は、同規約第25条第1項第4号に該当しますので、本来書面の提出を必要としますが、組合員の資格を回復したときには即座に再加入することを誓約いたしますので、次の2つの措置をお願いいたします。

1. 再加入後の組合加入歴を、過去の加入歴に合算すること。
2. 愛知県立大学生協同組合への出資金を、非組合員期間についても組合が引き続き立て替えること。

区分： 常勤教員 常勤職員

所属： \_\_\_\_\_

氏名： \_\_\_\_\_

メールアドレス： \_\_\_\_\_

3条但書非組合員メーリングリストに移行するアドレスをご記入下さい。

## 【参考】愛知県立大学教職員組合規約

## 第3条(組織)

この組合は、愛知県立大学法人愛知県立大学に勤務するものをもって組織する。但し、労働組合法第2条但書第1号に定める管理監督的地位にある管理職の地位にある労働者等はこれを除く。

## 第25条(脱退)

組合員はつぎの事由により脱退する。

- (1) 退職
- (2) 死亡
- (3) 除名
- (4) 規約第3条但書に該当したとき

2 第1項に掲げる以外の事由で脱退しようとするものは、執行委員会に文書で届出しなければならない。

3 脱退しようとするもので組合に債務のある場合は、これを履行したのちでなければ脱退を認めない。

4 脱退したものは、既納の組合費、基金、財産その他に関する一切の権利を失う。